

外部理事・監事派遣サービス

現代では技術の進歩や社会状況の変化によりマンション管理は複雑化しています。本サービスは外部理事・外部監事として管理組合の運営を区分所有者様と共同で行うサービスです。

マンションの専門家としてのマンション管理士が管理組合の一員として管理組合に関わることで、区分所有者の利益をまもり、ご負担を軽減化します。

外部理事

担当マンション管理士が外部理事に就任して理事としての業務を行います。

但し、理事長や管理者としての業務は行いません。当該業務については管理者派遣サービスをごらんください。

外部監事

担当マンション管理士が外部監事として、管理組合や区分所有者様の利益を守ります。

現代のマンション管理では監事の職責は重要です。特に外部管理者に管理組合運営の実務を任せる場合は区分所有者の利益を守るため必須とも言えます。

国土交通省も外部専門家の活用ガイドラインで外部監事の選任を推奨しています。特に管理会社による外部管理者の場合は必須です。

【料金】

30戸未満	20,000円（税抜き）
30戸-50戸未満	30,000円（税抜き）
50戸以上	50,000円（税抜き）

* 料金は戸数や担当業務等により異なりますので事前にお問い合わせください

管理組合を共同運営する会の品質保証機能（3つの担保）

1. 継続性の担保

正副二名のマンション管理士によるチーム体制を採用し、業務執行中に一方が事故などで業務を遂行できなくなった場合には、もう一方が即時に業務を引き継ぐことで、管理業務の継続性を保証
マンション管理士の交代や補充が必要になった場合には、管理組合に適切な候補者を推薦し、スムーズな移行を支援

2. 損害の担保

全員マンション管理士賠償責任保険に加入しており、業務遂行中に管理組合に損害を与えた場合、その損害を保険により賠償することで、経済的リスクから管理組合を保護
管理組合損害補償金給付制度が利用可能

3. 健全性の担保

正副二名のマンション管理士が相互に業務を監査し、チェックとバランスを確立して管理業務の透明性と健全性を保持
定期的に行われる当会の専門担当による内部監査は、管理組合へ報告され、管理運営の校正さと性格さを保証